

## 令和8年度 類似工事施工実績の事前登録について

宗谷総合振興局では、産業振興部発注に係る〔農業土木工事〕〔森林土木工事〕〔水産土木工事〕等への入札参加申請に係る事務の簡素化・効率化のため、類似工事施工実績の事前登録を行っております。

事前登録を希望される事業者におかれましては、次により申請いただくようご案内いたします。

なお、事前登録を行わない場合も、従来どおり確認に必要な資料を添付して頂ければ入札参加申請は可能ですので申し添えます。

令和7年（2025年） 12月25日

北海道宗谷総合振興局長

記

### 1 受付対象事業者、対象工事等

宗谷総合振興局管内に主たる営業所（主たる営業所とは、建設業許可申請書別記 様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記 様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）を有し、北海道における農業土木工事、森林土木工事（造林工事も該当）、水産土木工事又は舗装工事（以下、「関係工事」という。）の入札参加資格を持つ者で、宗谷総合振興局産業振興部が発注する関係工事の入札に参加を希望する事業者を対象とします。

ただし、農業土木工事A等級及びB等級又は舗装工事A等級に格付される事業者については、宗谷総合振興局管内に営業所（営業所とは、建設業許可申請書別記 様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則昭和24年建設省令第14号)別記 様式第一号又は別紙二(2)）の「その他の営業所」又は「従たる営業所」欄に記載）の事業者も対象とします。

なお、共同企業体は、構成員個々の実績を用いますので、登録の必要はありません。

### 2 事前登録が可能な施工実績

#### (1) 施工実績の対象

過去15年間（平成23年度から令和7年度まで）に元請けとして施工した工事で、別添「令和8年度類似工事施工実績登録書」（以下「実績登録書」という。）の区分に該当する工種を含む工事とします。

なお、実績登録書に記載する工事は、申請者が有する実績のうち、「数量又は金額」が最大であるものを記載してください。

また、登録可能な工事実績は、国、北海道、市町村、独立行政法人又は土地改良区などが発注した公共工事とします。（令和7年度に実施した工事を登録する場合は、既に完成及び引渡しを終えている必要があります。）

平成25年度より造林工事について、新たに追加登録を行っております。施工実績の対象期間については、過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に元請けとして施工した工事が対象ですので、注意願います。

#### (2) 共同企業体での施工実績

共同企業体により施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上となっているものを対象とします。

### 3 事前登録の受付期間

令和8年（2026年）1月5日（月）から令和8年（2026年）2月13日（金）まで各日9時から12時まで及び13時から17時までとします。

ただし、北海道の休日に関する条例（平成元年3月31日条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日は除きます。

また、受付期間以降も随時対応しますが、通常業務を優先しますので、実績登録書の交付までに時間を要しますので留意願います。（随時対応の場合は、事前に電話連絡願います。）

#### 4 提出する書類等

- (1) 実績登録書（別紙－1） 2部（白黒印刷）
- (2) 前回登録時の実績登録書（写） 1部
- (3) 類似工事施工実績を証明する書面  
契約書、設計図書、JV協定書、JV付属協定書、CORINS登録書等の写しなど。  
なお、上記証明書面が無い場合は、「工事実績証明書」を提出してください。
- (4) 返信用封筒 1枚（送付先を記載した110円切手貼付の定形封筒）
- (5) その他

ア 申請書類は、原則、郵送によるが、受付窓口へ持参により提出することも可能とする。  
また、この場合、対面による審査は行わず、受理のみとする。

イ 申請様式は、「電子調達サイト」の「公開情報－その他の公開情報－宗谷総合振興局各課】又は【宗谷総合振興局HP－総合振興局各課・出先機関－総合振興局直轄－総務課－メニュー－公共事業情報－申請 日程 予定情報等】からダウンロードしてください。  
「電子調達サイト」

<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>

「宗谷総合振興局HP－総合振興局各課・出先機関－総合振興局直轄－総務課－メニュー－公共事業情報－申請 日程 予定情報等」

<https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/index.html>

#### 5 実績登録書の取扱い

- (1) 実績登録書の交付  
提出書類等の確認後、受理印を押印した「実績登録書」を1部返送します。  
なお、実績登録書の発送は、令和8年3月上旬頃を予定しています。
- (2) 実績登録書の有効期間等  
今回交付する「実績登録書」の有効期間は、登録の日から令和9年3月31日までとし、令和8年4月1日以降発注の関係工事に係る入札参加申請時から使用可能となります。
- (3) 実績登録書の利用  
ア 入札参加申請時において、「実績登録書」の登録内容が、公告案件に係る類似工事としての要件を満たしている場合に、類似工事の施工実績を証明する書面（契約書、設計書等）に代えて提出することができます。  
なお、必要により、別途、参考資料の提出を求めることがあります。  
イ 電子入札に参加する場合は、(1)で返送した「実績登録書」（紙）をPDFデータに変換して添付してください。

#### 6 その他

- (1) 資料の作成に要する経費は、申請者の負担とし、提出いただいた書類は返却しません。
- (2) 実際の入札参加申込みに当たっては、入札の公告及び入札説明書の内容に従わなければなりません。
- (3) 合併などにより企業の名称が変更となった場合も、交付済の「実績登録書」は有効な書面として取り扱いますが、入札参加申請の際には、変更となった事由の説明資料を添付してください。  
なお、新たに「実績登録書」の交付を希望する場合には、再度登録して下さい。
- (4) 前年度に事前登録を行っている場合で、登録している工種内容に変更がない部分については、実績登録書（別紙－1）右端の「変更無し」欄に○を記入してください。  
この場合、当該工種の施行実績を証明する書類の提出は不要です。

#### 7 受付窓口・問い合わせ先

北海道宗谷総合振興局総務課 主査（事業管理）  
住所 北海道稚内市末広町4丁目2-27 宗谷合同庁舎2階  
電話 0162-33-2911（直通）